



令和6年度 排水ポンプパッケージ等点検整備・緊急時運転操作業務委託（滝野地域）

金抜設計書

業 務 番 号 2024001000

業 務 名 令和6年度 排水ポンプパッケージ等点検整備・緊急時運転操作業務委託（滝野地域）

履 行 場 所 加東市滝野地域

兵庫県 加東市

[illegible]

内 訳 書

名称		種類・内容等	数量	単位	単価	金 額	備 考
1	点検・整備						
		排水ポンプ車定期点検6回	1.0	式			総価
2	緊急時運転操作						
		昼間作業6:00～20:00	14.0	時間			単価 予定数量:1回14時間
		夜間作業20:00～6:00	10.0	時間			単価 予定数量:1回10時間
	小計						
	消費税						
	合計						

令和6年度排水ポンプパッケージ等点検整備・緊急時運転操作業務委託（滝野地域）
仕様書

1 業務の目的

この仕様書は、加東市が所有する排水ポンプパッケージ及びその積載車（以下「排水ポンプ車」という。）について、常時稼働可能な状態を維持するとともに、緊急時において迅速かつ的確に排水ポンプ車を対応現場へ配備し、運転操作を行うことで、浸水被害の防止・軽減を図ることを目的とする。

なお、本仕様書に明記されていない事項や疑義が生じた場合は、加東市（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）が協議し決定するものとする。

2 契約（業務）期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

（1）点検整備業務

【対象機器】

機 器 名	仕様・規格	数量
排水ポンプパッケージ	10m ³ /min（5m ³ /min×2台）	1式
発動発電機	ディーゼルエンジン駆動 超低騒音型AC220V/45kVA	1台
積載車	2tトラック（免許区分：準中型）	1台

【回 数】

年間6回 ※下記点検予定月を基本とし、点検間隔は概ね2ヶ月とすること。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	○		○		○		○		○		○

【内 容】

- ① 別添「排水ポンプ車点検記録表」に基づく点検
- ② 排水ポンプパッケージの動作確認
- ③ 発動発電機の試運転（30分以上）
- ④ 積載車の走行運転（20km程度）

※点検記録表にない項目でも、機能上当然必要と思われるものについては点検すること。

※点検・整備の結果、早急に修理又は改造を要する不良箇所及び不具合を発見した場合は、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。なお、軽微な修理及び調整は本業務に含むものとする。

※点検・整備後は、積載車、発電機の燃料等が満タン状態に保たれていることを確認する

こと。なお、燃料及び交換部品等は甲の負担とする。

【報告書類】

点検終了後、その都度（各回）下記の書類を提出すること。

- | | |
|---------------|-----|
| ① 排水ポンプ車点検記録表 | 1 部 |
| ② 排水ポンプ車運転日誌 | 1 部 |
| ③ 業務履行写真 | 1 部 |
| ④ その他甲が指定するもの | 1 部 |

（２）緊急時運転操作業務

【内 容】

災害発生又はその恐れがある場合に、甲の待機指示により、運転操作に必要な態勢を速やかに確立して待機するとともに、甲の出動指示により、排水ポンプ車を車両保管場所（加東市下滝野１３６９－２）から災害対応現場へ配備し、排水作業等を行うものとする。

なお、出動地域は加東市滝野地域内を基本とするが、甲から他の市域又は近隣市町等への出動指示を受けた場合は、乙はその指示に従うものとする。近隣市町等へ出動した場合の費用については、別途協議するものとする。

【時間区分】

区 分	時 間
昼 間	午前６時から午後８時まで
夜 間	午後８時から翌日午前６時まで

※業務時間は、甲が待機を指示した時刻から排水ポンプ車を車両保管場所へ引き上げた時刻（出動を要しなかった場合は待機解除を連絡した時刻）までとする。

また、これによりがたい場合は、甲と乙で協議するものとする。

※乙は、甲の待機指示を受けた場合、乙の事務所（出動指示から１時間以内に車両保管場所に到着できる場所に限る。）で待機するものとする。

※乙は、甲の待機又は出動指示を受けた場合は、土曜日、日曜日、祝祭日、夜間においても対応するものとする。

※乙は、浸水被害等の災害発生以外であっても、甲から運転操作業務の指示を受けた場合には、これに応ずるものとする。

※出動指示から１時間以内に業務を開始するものとする。

【対象機器】

機 器 名	仕様・規格	数量
排水ポンプパッケージ	10m ³ /min（5m ³ /min×2台）	1 式
発動発電機	ディーゼルエンジン駆動 超低騒音型AC220V/45kVA	1 台

積載車	2 tトラック（免許区分：準中型）	1 台
-----	-------------------	-----

【借上機器】

分 類	仕様・規格	数量
連絡用車両(ライトバン)	1500cc相当	1 台

【出動人員】

出動人員	世話役	1 名
	特殊運転手	1 名
	一般運転手	1 名

※排水ポンプ車の運転操作は、3 名を原則とする。

※運転操作現場には、排水ポンプ車と連絡用車両の 2 台で出動することを原則とする。

【報告書類】

業務（待機又は出動）終了後、その都度（各回）下記の書類を提出すること。

- ① 排水ポンプ車緊急作業日報 1 部
- ② 排水ポンプ車運転日誌 1 部
- ③ 業務履行写真 1 部

4 契約方法（委託料の算定等）

入札は、予定数量による合計金額（税抜き）で行うが、契約は、点検整備業務に係る委託料は固定額、緊急時運転操作業務に係る委託料は1時間あたりの単価での契約とする。落札者は内訳書を提出すること。

なお、緊急時運転操作業務に係る委託料は、0. 5時間単位で算出するものとし、0. 5時間未満は切り捨てるものとする。

また、委託料の支払いは、業務を行った月の翌月に乙から請求するものとし、甲は、支払請求があった日から30日以内に支払うものとする。点検整備業務については、年間の契約金額を6で除した金額を請求するものとする。

5 費用負担

排水ポンプ車の燃料代や修理費用（軽微な修理・調整は除く。）、車検並びに法定点検等の維持管理費用は甲の負担とする。なお、乙の故意または過失に起因する損害（故障・不具合等に係る費用）については乙が負担するものとする。

6 業務中の保険

公用車の使用中の事故に係る公用車、他人の所有物の破損に対する修理代、他人の身体への損害に対する治療等に要する費用は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で適用された保険の範囲内において加東市の負担とする。

7 遵守義務等

乙は、業務の履行にあたっては、誠実を旨とし安全且つ的確に管理するとともに、本業務以外の目的に使用してはならないものとする。また、道路交通法その他関係する法令等を遵守しなければならない。